

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年8月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第77号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 栗林公園東門駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第3条に規定する大型自動車及び中型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。以下「大型自動車」という。）<u>並びに</u>同条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）とする。</p>	<p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 栗林公園東門駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第3条に規定する大型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。以下「大型自動車」という。）<u>及び</u>同条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。